

いしかわの森で作る 住宅推進事業について



いしかわの木

令和8年3月
石川県 農林水産部 森林管理課

1. 事業の概要

県産材需要の促進は、森林の適切な手入れを進め、森林を健全な状態に維持することにつながります

ターゲット：最大用途である建築分野

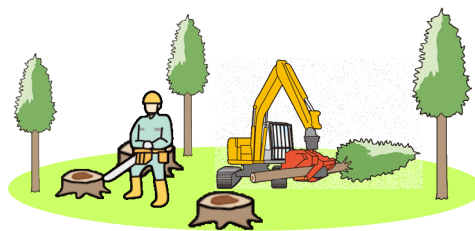


【住宅】



【民間施設】

利用
促進



県産材が
必要とされる

森林整備が進む



森林の健全化
を促進

令和7年度からは、能登半島地震、奥能登豪雨からの再建に対する助成額を増額しています！

2. いしかわの森で作る住宅推進事業の申請条件・補助金額

(1) 申請できる住宅等の条件

通常枠

- ・ 県産材使用量が **5 m³**以上である（完成時に県産材が表に出ない使い方でも申請可）
→住宅以外にも店舗なども助成対象
- ・ 新築の場合、延床面積が **70 m²**以上である
- ・ 県産材建築ビルダーによる住宅等である
- ・ 申請対象の建築場所において、住宅棟に対して、過去に本事業またはいしかわの木が見えるたてもの推進事業の助成を受けている場合は、当該助成の交付決定日から10年以上が経過している
- ・ 引渡日が令和8年4月1日以降である

特例措置

- ・ 市町が発行する**罹災証明書**において、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の証明を受けている
- ・ 県産材使用量が **3 m³**以上である
- ・ 県産材建築ビルダーによる住宅等である
- ・ 申請対象の建築場所において、令和6年1月1日以降に本事業の助成を受けていない

(2) 補助金額

通常枠	区分	-	5~7m ³	7~15m ³	15~20m ³	20m ³ ~	※1 25m ³ 以上、かつ 県産材使用率90%以上	木塀、 ウッドデッキ
	単価	-	7万円	10万円	15万円	30万円	50万円	5~15万円

特例措置	区分	3~5m ³	5~7m ³	7~15m ³	15~20m ³	20m ³ ~	※1 25m ³ 以上、かつ 県産材使用率90%以上	※2 木塀、 ウッドデッキ
	単価	10万円	15万円	20万円	30万円	60万円	100万円	-

※1 使用木材のうち県産材の割合が90%以上もしくは、延床面積(m²)に対する県産材使用材積(m³)が0.16m³/m²以上

※2 特例措置を活用する住宅等においても、外構部（木塀、ウッドデッキ）の申請は可能だが、外構部については、通常枠の単価

3. 外構部の申請条件・補助金額について

(1) 申請できる外構部等の条件

- ・ 県の認定する「県産材建築ビルダー」が設置する外構部であること。
- ・ 過去に本事業又はいしかわの木が見えるたてもの推進事業の助成を受けている場合は、当該事業の交付決定日から **10年以上が経過**していること。
- ・ 引渡日が事業実施年度内であること。
- ・ 適切な維持管理のもと、交付決定から10年以上使用すること。
- ・ 本事業以外の補助金の併用も可とするが、外構部の補助対象経費が補助金額の合計を下回らないこと。

面積の計算や空隙等の控除方法は、
計算方法がわかる図面資料を添付してください

(2) 補助金額

- ・ **正面から見た時の重複や幅15mmを超える空隙等を控除した**県産材使用面積に、木塀・木柵は5千円/m²、ウッドデッキは10千円/m²を乗じた額（千円未満は切り捨て）
- ・ 1件あたり（木塀・木柵とウッドデッキ併設の場合も含む）の補助金額
下限50千円、上限150千円

4. 申請手続きの方法について

(1) 申請に必要な書類

必須書類

- ①補助金交付申請書(実績報告書)
- ②建築基準法に基づく検査済証
 - ・発行されない場合は、「完了引渡証明書」
- ③住宅等の完成写真
 - ・全体の外観が分かる写真
 - ・県産材の使用が分かる写真
(構造材等、完成時に見えなくなる部材は施工中の写真)
- ④県産材産地及び合法木材証明書
 - 合法木材供給事業者が発行できます
(使用した県産材の内訳が分かる納品書等を添付)
- ⑤外構部については、設置状況が確認できる写真、県産材使用面積の根拠となる図面、工事費と着工日が分かる契約書
(工事費に補助対象経費以外の費用が含まれる場合は、補助対象経費が分かる明細書など)
- ⑥罹災証明書(特例措置申請の場合)

場合により必要

- ⑦完了引渡証明書
- ⑧木材使用明細書

【申込書の様式(注意事項)】

別記様式第9号

第 号
年 月 日

石川県知事 殿

住所 申請者は施主とし、住所は施主の現住所
氏名 を記載(郵便物が配達可能な住所)
原則、押印が必要です

令和8年度いしかわの森で作る住宅推進事業補助金交付申請(実績報告)書

令和8年度いしかわの森で作る住宅推進事業補助金を交付されたく、石川県補助金交付規則の規定により、以下のとおり申請(実績報告)をいたします。

建築場所は
検査済証に記載されている場所を記載

1 建築した住宅等

建築箇所	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地		
設計者	〒 所在地 名称 代表者氏名 電話番号		
建築事業者	〒 所在地 名称 代表者氏名 電話番号	住宅等と併せて外構部を施工した場合は、 代表者氏名「住宅等」欄と「外構部」欄の双方に記載	
住宅等	延床面積	㎡	
	県産材使用箇所		
	県産材使用量	㎡(小数点以下5位四捨五入)	
	補助金額	円・・・①	
外構部	木塙・木柵	県産材使用面積	㎡×5,000円= 円
	ウッドデッキ	県産材使用面積	㎡×10,000円= 円
	補助金額	円(下限5万円、上限15万円)・・・②	

※外構部の場合、県産材使用面積は小数点以下第1位まで記入(第2位以下切り捨て)し、金額(千円未満切り捨て)を記入すること。
※添付する書類は、別に定める。

- 2 上記建築場所において、過去10年以内に今回申請と同一区分(住宅等・外構部)での本事業またはいしかわの木が見えるたてもの推進事業の助成を受けていないこと(該当するものに○)
 - 1. 受けている
 - 2. 受けていない

引渡日は「検査済証発行日以降の日付」、
又は「完了引渡証明書の日付」を記載
R8年4月1日以降である必要があります
- 3 実績報告
 - (1) 補助金交付申請額 円 ①+② ※特例措置の場合には
 - (2) 引渡日 年 月 日 R6年1月1日以降

4. 申請手続きの方法について

(2) 申請に必要な書類

様式

令和 年 月 日
日付を忘れずに記載

県産材産地及び合法木材証明書

石川県知事
(公共工事の場合)
〇〇工務店等 殿
(民間工事の場合)
施工会社あて

事業者の所在：
事業者の名称：
代表者の氏名：
団体認定番号：

(合法木材供給事業者認定書
に記載されている内容)

下記の物件に使用された木材は、石川県内で合法的に伐採された県産材であることを証明します。

記

1 工事名：
2 工事場所：
3 県産材使用量

樹種	数量	単位
スギ		m ³
能登ヒバ		m ³
〇 〇 〇 〇		m ³
〇 〇 〇 〇		m ³
合 計		m ³

※ 使用量の内訳明細として、納品伝票等を添付すること

納 品 書 NO. _____

(納入先)〇〇 殿 株式会社

〒920-8580 石川県〇〇市〇〇町

納入箇所 TEL 076-〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市〇〇町〇〇地内 FAX 076-〇〇〇-〇〇〇〇

〇 年 〇 月 〇 日

(原木の産地が石川県の材は仕入先の
伝票等から移記する)

樹種名称等	等級	寸長 × 幅 × 法厚	数量	m ³	価格	備考
すぎ 管柱		3.0×0.12×0.12	100	4.3200	-	石川県産
すぎ 母屋		4.0×0.21×0.12	20	2.0160	-	石川県産
すぎ 大引		6.0×0.105×0.105	2	0.1324	-	石川県産
すぎ 大引		4.0×0.105×0.105	2	0.0882	-	石川県産
すぎ 大引		3.0×0.105×0.105	3	0.0993	-	石川県産
米まつ 桁梁		3.0×0.180×0.105	2	0.1134	-	-
米まつ 梁桁		4.0×0.150×0.105	8	0.504	-	-
米まつ 梁桁		3.0×0.150×0.105	7	0.3311	-	-
能登ヒバ 土台		4.0×0.105×0.105	15	0.6615	-	石川県産
すぎ 母屋		4.0×0.120×0.105	8	0.4032	-	石川県産
すぎ 母屋		3.0×0.120×0.105	4	0.1512	-	石川県産
すぎ 母屋		3.0×0.115×0.105	7	0.2534	-	石川県産
すぎ 棟木		4.0×0.120×0.105	2	0.1008	-	石川県産
すぎ 棟木		3.0×0.120×0.105	1	0.0378	-	石川県産
すぎ 小屋束		3.0×0.105×0.105	8	0.2648	-	石川県産
すぎ 小屋束		4.0×0.105×0.105	2	0.0662	-	石川県産
北洋カラ 根太		4.0×0.105×0.045	7	0.1323	-	-
北洋カラ 垂木		4.0×0.060×0.045	60	0.648	-	-
北洋カラ 垂木		3.0×0.105×0.105	15	0.1215	-	-
合計				10.4451		

合法木材団体認定番号 合法石木連認定 第〇〇号
上記の製材品は合法的に伐採された木材のみを原料としています。

4. 申請手続きの方法について

(4) 場合によっては必要な書類

○完了引渡証明書（任意様式）

- ① 建売住宅の購入など、
検査済証の発行日が
令和8年3月31日以前の場合
- ② 都市計画区域外における建築工事等、
検査済証が発行されない場合

※県HPにより、記載例がダウンロード可能

【作成のポイント】

【記載例】 「完了引渡証明書」というタイトル

完了引渡証明書 発行日は令和8年度中
年 月 日

施主氏名 様
宛先は施主名

請負者：住所
事業者名
代表者氏名

発行者は建築事業者

下記のとおり建物の工事を完了して引渡したものであることを証明します。

記

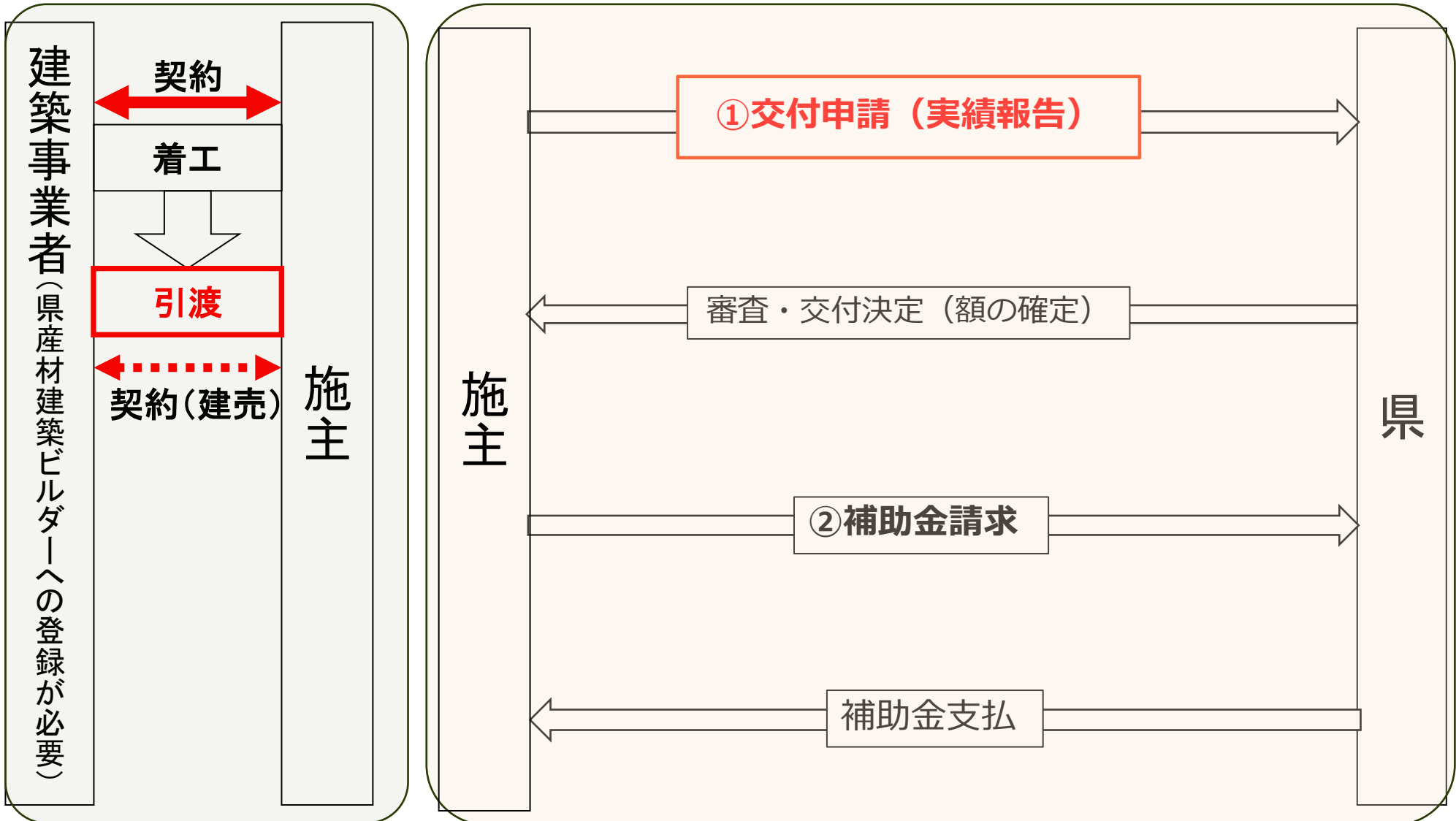
工事名 ○○○邸 新築工事
工事場所 ○○市○○町

工事名と工事場所を記載

いしかわの森で作る住宅推進事業申請 手続きの流れ

①住宅が建築され、
施主への引渡完了

②引渡し完了後、施主が県に交付申請(実績報告)



申込書の提出から補助金支払までの期間



※例えば7月に申し込んだ場合には、原則として9月に支払われる。

県産材建築ビルダー登録制度について

県産材建築ビルダーとは、いしかわ森林環境税を活用した県産材利用促進の趣旨に賛同し、県産材の利用促進に努める旨の宣誓を行い、県による登録を受けた建築事業者です。

宣誓を行う場合は、県産材の使用事例の写真と併せて、「県産材建築ビルダーの登録に係る宣誓書」をご提出ください。

宣誓いただいた事業者は、「県産材建築ビルダー」として登録し、名称、事業所所在地などの情報を、希望に応じて県ホームページで公表します。

なお、令和4年度から制度の名称を「県産材住宅ビルダー」から「県産材建築ビルダー」へ変更しました。

すでに県産材住宅ビルダーに登録いただいている事業者は「県産材建築ビルダー」と読み替えますので、名称変更に伴う手続きはありません。

県産材建築ビルダー登録制度について（宣誓書_様式 記載例）

別記様式第1号

県産材建築ビルダーの登録に係る宣誓書

【いしかわ森林環境税を活用した県産材利用促進の趣旨】

森林は、水源のかん養や山地災害の防止など、県民の暮らしに欠くことのできない公益的機能を有しています。

県では、県産材の利用促進に努め、森林所有者の経営意欲を向上させ、手入れ不足人工林の発生を未然に防ぎ、森林の持つ公益的機能の維持増進を図ります。

私(当社)は、上記の趣旨に賛同し、県産材の利用促進に努めることを宣誓いたします。
また、県による県産材建築ビルダーの登録及び県ホームページ等における登録内容の公表に同意いたします。

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

〇〇建設株式会社

代表取締役

076-225-〇〇〇〇

ishikawa@xxx.com

登録業種分類 : 建築 ・ 造園 ・ 設計

(主となる業種を選択ください)

※添付資料として、県産材使用事例の写真を、使用部位の記載と併せてご提出ください。

※公表を希望しない項目につきましては、チェックボックスに☑を記入してください。

様式は森林管理課のホームページからダウンロードできます
電子メールにより森林管理課へ提出願います。

ビルダー登録、申込書等の提出、問い合わせ先

南加賀農林総合事務所	923-0801 小松市園町ハ108-1 0761-23-1717
石川農林総合事務所	920-2121 白山市鶴来本町4丁目リ75番地 076-272-1171
県央農林総合事務所	920-8214 金沢市直江南2丁目1番地 076-239-1753
中能登農林総合事務所	926-0852 七尾市小島町二部33番地 0767-52-6600
奥能登農林総合事務所	929-2392 輪島市三井町州衛10部11番1 0768-26-2329

県産材建築ビルダーの宣誓書は電子メールで提出できます。(shinkan@pref.ishikawa.lg.jp)
補助金申込書は個人からの申請のため押印が必要です。

問い合わせについては、**森林管理課 森林資源利活用グループ**

電話: **076-225-1643** またはメール: **shinkan@pref.ishikawa.lg.jp**

までお願いします。